

生駒市条例第 28 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 53 年 9 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（助成金の支給制限）

第 3 条の 2 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の 8 月から翌年 7 月までは、支給しない。ただし、第 2 条第 1 号ウ又はエに該当する者のうち 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものに対する助成金を除く。

(1) 第 2 条第 1 号ウ又はエに掲げる者を扶養又は養育する者（以下「扶養者等」という。）の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない対象児童で扶養者等が前年の 12 月 31 日（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の 12 月 31 日）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上であるとき。

(2) 扶養者等の配偶者又は第 2 条第 1 号ウ又はエに掲げる者の配偶者の前年

の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 扶養者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で扶養者等と生計を同じくするもの又はこれらの者以外の者であつて第2条第1号のウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該者と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例による。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。